

令和4年第2回北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況（環境生活部）

開催年月日 令和4年6月27日（月）
 質問者 民主・道民連合 広田 まゆみ 委員

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 北海道のゼロカーボン戦略について （一）道民総意によるゼロカーボン表明の取り組みについて</p> <p>1 ゼロカーボン自治体全市町村達成の前倒しについて 2020年3月11日、第1回定例会代表質問において知事が、北海道としても2050年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを表明されました。その後、10月当時の菅内閣総理大臣による2050年カーボンニュートラル宣言があり、そして2021年5月に、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、国家の方針として2050年までに日本全体を脱炭素化するということが、確立をしました。 道内におけるゼロカーボン表明自治体は2021年度時点で、57市町村自治体にとどまっております、道としては、2025年までに112市町村、2030年度179全市町村の表明を指標の1つに掲げていますが、より短い期間、できれば、今年度中に全市町村表明の目標を掲げた上で、改めて、道民総意のゼロカーボン表明になるような取り組みの工夫が必要だと考えますが、いかがか伺います。</p> <p>2 道民総意による新たな発信の必要性について 市町村の考え方を尊重する必要があるのは理解しますが、ふりかえってみれば、知事は、いわば突然に、コロナ禍まただなかの本会議で実質ゼロを表明されました。都道府県で初めてゼロカーボン宣言を表明された長野県と比較すると、県議会での全会一致での決議を受け、その日ですね、議会と知事が一体となって合同記者会見を行い、気候非常事態宣言とあわせてゼロカーボンを実現する決意を表明しました。 その時に、県の宣言に県内77市町村がすべて賛同を表明し、いわば、県民の総意としてのゼロカーボン宣言でした。 さらに、北海道知事は、温室効果ガス排出ゼロについて表明したにとどまっていますが、長野県知事の表明は、「2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることを決意し、県民一丸となった徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進、さらには、エネルギー自立分散型で災害に強い地域づくりを進め、もって本県の持続的発展を期するものとする」という知事自らが起草した、そういう力強い内容でした。 加えてゼロカーボン戦略、長野県の大きな特徴は、基本目標を、「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」というところにおいておりまして、いわば脱炭素なくして、持続可能な発展なしという強い考え方に基づいています。私は、この点が、道庁各部とゼロカーボンに関して議論するなかで、基本認識として非常に弱いと思うのです。</p>	<p>（ゼロカーボン推進担当課長） ゼロカーボンシティ宣言の促進などについてでございますが、ゼロカーボンシティ宣言を行った道内市町村は、本年6月24日時点で74市町村と、昨年同時期の13市町村から61の増加となっており、脱炭素への意気込みが高まりつつあります。 一方、市町村によっては、脱炭素の意義を理解しつつも、その実現に向けた地域計画をしっかりと作成し、住民理解を高めた上で宣言を検討したいとするところもあり、市町村の考え方を尊重する必要があるものと受け止めております。 こうした状況を踏まえ、道では、ゼロカーボンシティ表明に向けての市町村への働きかけはもとより、市町村の取組状況に応じ、脱炭素に係る目標を定める計画策定や地域の合意形成への後押しをきめ細かく行うことが重要と考えております。 このため、昨年度から行ってきたゼロカーボンを巡る情報提供に加え、今年度は新たに、市町村向けの計画策定支援や、市町村の要望を踏まえ、計画策定を具体的に進める専門人材の派遣を国と共同で実施することとしており、これらを通じて、全道的な脱炭素の取組につなげてまいります。</p> <p>（気候変動対策担当局長） ゼロカーボンの実現についてであります。ゼロカーボンの取組は、世界的な気候変動問題への貢献のみならず、地域の活性化や道内経済、産業、雇用への好循環につながる視点に立ち、家庭や事業者、そして地域の脱炭素を進めていくことが重要と認識しております。 このため、その実現に向けては、道民や事業者の方々と目指す姿を共有し、理解と協力を得たうえで、一体となって進めていかなければならないものでありますことから、本年3月に改定した地球温暖化対策推進計画では、2050年までのゼロカーボン北海道の実現に向けた推進のイメージなどを示しているところでございます。 道では、今年度中に地球温暖化防止対策条例を見直すこととしており、その検討の過程においても、道民や事業者、市町村の方々とゼロカーボン北海道の理念と目指す姿について広く意見交換を行いオール北海道での推進に向け、積極的に取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>繰り返しになりますが、改めて、ゼロカーボンとは、何のための誰のためのものなのか、ゼロカーボンの実現をとおしてめざす北海道の姿、ビジョンを明確にしたうえで、知事は全道町村、共同宣言として、再度、道内外にゼロカーボン宣言をアピールするべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p>(再質) 地域計画を作成し、住民理解を高めた上で宣言するというその市町村の考え方を尊重することは受け止めていただいても、もう一度ゼロカーボンのための意義についてしっかりとした上でですね、まだゼロカーボン宣言していない自治体もあわせて179市町村と一緒に共同宣言というのをすべきだというふうに考えます。再度、所見を伺います。</p> <p>道として、宣言というよりも、地域の計画作りの後押しや、この温暖化防止対策条例の見直しのプロセスにおいて、しっかりと道民合意を高めていくことの方向性があると今は受け止めさせていただきます。</p> <p>3 脱炭素地域計画（地球温暖化対策計画）について たしかに、ゼロカーボン宣言をする自治体は全国的に増えてきましたが、目標達成を見据えた具体的な行動をする自治体は僅かにとどまることが、全国的な課題であるとも言えます。 地球温暖化対策推進法第21条、第22条に基づき、すべての自治体が、事務事業編、区域施策編の2つの計画を定めなければなりません。特に、北海道においては、区域施策編（地球温暖化対策計画）の策定は、従前から取組に遅れが目立っていました。現時点でも、脱炭素地域計画を策定している自治体数は22町村にとどまっています。道としても、環境省と連携し、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」の活用などを含め、市町村を支援すべきと考えますが、どのように市町村を支援する考えか伺います。 また、補助指標としても、ゼロカーボンの宣言の自治体数は入っていますが、補助指標にこの脱炭素地域地球温暖化防止対策計画の策定の目標自治体数は入っていません。もし、皆様のご答弁のとおりであれば、この取り組みをちゃんとして自治体数を設定するなど、取り組みをより強化する必要があると考えるが、見解を伺います。</p>	<p>(ゼロカーボン推進局長) 市町村との共同宣言についてでございますが、長野県では、令和元年に、ゼロカーボンへの決意を込めた「気候非常事態宣言」を行い、県内に賛同を呼びかけ、全77市町村の賛同を得たと承知いたしますが、県内市町村でゼロカーボンシティ宣言を行ったのは、本年5月末の時点で27市町村と、全市町村数の約35%となっております。 道といたしましては、地域の脱炭素に向けたしっかりとした土台をつくるには、地域の計画づくりの後押しとともに、道民の皆様のゼロカーボンへの理解を促進することが重要と認識してございまして、現在行っている、地球温暖化防止対策条例見直しのプロセスにおきまして、道民の皆様や事業者、市町村の方々と広く意見交換を行い、ゼロカーボン北海道への理解が深まるよう取り組んでまいります。</p> <p>(気候変動対策課長) 市町村実行計画の策定支援についてであります。2050年のゼロカーボンの達成に向けては、再生可能エネルギー等の地域資源を最大限活用した地域の脱炭素化を進めることが重要であり、道では、毎年開催しております市町村担当者会議等において、計画策定の意義や排出量の算定方法、目標設定の説明や、国の策定マニュアルの周知に努めているところでございます。 今年度は、新たに環境省北海道地方環境事務所との共同のもと、全市町村を対象とした計画策定に係る市町村職員向けの勉強会や計画策定を具体的に進める市町村への専門人材の派遣を進めているところでございます。 道としましては、こうした取組の強化を通じて、より多くの市町村が実行計画を策定し、地域の脱炭素化が一層進むよう、引き続き、道内市町村に対して働きかけてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(再質)</p> <p>改正温暖化法以前と変わりありませんよね。努力義務とはいえ、新しい法改正で、全ての自治体に実行計画の策定が規定された主旨を踏まえれば、補助指標に計画策定市町村数を設定した上で、市町村の計画策定支援の丁寧な取組を行っていく必要があると考えますが、改めて見解を伺います。</p> <p>4 地域脱炭素ロードマップの意義の認識について</p> <p>この地域脱炭素の先行地域の選定について、市町村を支援する方向が示されていますけれども、私としては、まず、道自身が地域脱炭素ロードマップのキーマッセージを認識しているかどうかが重要だというふうに考えます。</p> <p>まず1点目が「今ある技術」を活用し、2点目が「地域資源を最大限活用」する、3点目が「地域課題の解決に貢献」する。これが地域脱炭素の重要なコンセプトであります。</p> <p>イノベーションとは、新技術の開発ではなく、今すにある地域資源の新結合による新しい価値の創造であります。</p> <p>令和4年度の庁内連携会議のPTテーマやWG検討事項を拝見しましたが、ゼロカーボンのためにどうするかではなく、ゼロカーボン、脱炭素により解決できる地域課題は何かという視点で、現在の交通政策や中小規模企業振興施策などのあり方自体を、見直していく視点が必要ではないかと考えるところであります。</p> <p>地域脱炭素ロードマップの意義を、道としてどのように踏まえ、その上で、今後の道庁組織としてのゼロカーボン推進の方向性や庁内連携のあり方についてどうあるべきと考えるか所見を伺います。</p> <p>本当にこれで地域脱炭素が実現できるのでしょうか。環境生活部の現場の皆さんが一番苦労されているのではないかと私は推察するのですが、皆さんはご答弁の中では、現在温暖化防止対策条例の見直しを行っている、この条例が様々な行政分野に関わるものであるから、この見直しをきっかけとして、しっかりとゼロカーボンの意義を共有していくという方向性ですけども、そうなる地球温暖化防止条例の見直しの方向性が非常に重要であります。</p> <p>5 地球温暖化防止条例の見直しの方向性について</p> <p>地球温暖化防止条例の見直しの方向性、現在の議論経過や今後の見通しなどを伺います。</p> <p>私としては、何度か議会で提言させていただいております。さっきのゼロカーボンのためのゼロカーボンではなく、地域課題の解決に資する地域脱炭素というところを踏まえれば、地域環境権などの概念が重要だと考えますが、見解を伺います。</p> <p>あわせて、先ほど来申し上げているように、従前の施策展開では難しいと考えていますので、条例に基づきまして、道の地球温暖化対策推進に関し、客観的な外部評価を受けるべきと考えますが、あわせて見解を伺います。</p>	<p>(気候変動対策課長)</p> <p>市町村実行計画の策定支援についてであります。法で、市町村計画の策定が努力義務として規定されたことも踏まえまして、道では、現在22市町村にとどまっている計画策定の市町村数を増やすべく、今年度から国と共同で勉強会などの新しい取組を行うこととしておりまして、こうした取組の成果等も把握しながら、策定支援の取組強化に努めてまいります。</p> <p>(ゼロカーボン推進局長)</p> <p>地域脱炭素ロードマップの意義や庁内連携についてでございますが、ゼロカーボン北海道の推進にあたりましては、脱炭素の取組を地域の資源や技術、産業を活かしながら進め、暮らしや生産性の向上、地域の活性化といった、更なる成長とその好循環につなげることが重要と受け止めてございまして、今ある技術の活用、地域資源の最大限の活用、地域経済の活性化、地域課題の解決などをめざします。国の地域脱炭素ロードマップの考え方と相通じるものと認識してございます。</p> <p>「ゼロカーボン北海道推進本部」のプロジェクトチームでは、地域特性を活かした再エネの利活用の促進や、道産材の活用と住宅のゼロエネルギー化といった課題につきまして、各部の連携による効果の実施を図るものでございますが、これまでゼロカーボン推進局では、こうした枠組みに限定せず、地域振興、観光、産業振興など庁内関連部局と日常的な情報交換や意見交換に努め、今年度は、地域の幅広い脱炭素の取組を推進するため、地域づくり総合交付金の活用を可能としたところでございます。</p> <p>また、現在、地球温暖化防止対策条例の見直しを行ってございますが、条例は様々な行政分野に関わるものであり、こうした機会なども活用して、庁内各部とゼロカーボン推進の意義を共有し、しっかりと連携して取り組んでまいります。</p> <p>(気候変動対策担当局長)</p> <p>地球温暖化防止対策条例の見直しについてでございますが、道では、昨年10月、環境審議会に諮問し、現在、ゼロカーボンの理念の明確化や再エネ導入の促進、森林吸収源対策など排出削減に有効な規定のあり方のほか、広く道民生活や事業活動の行動変容を促す効果的な規定の整備などについて、議論をしているところでございます。</p> <p>また、ゼロカーボンの実現に向けましては、道民や事業者の方々、市町村などと目指す姿を共有し、理解と協力を得て北海道全体で進めていかなければならないことから、これまで事業者の方々へのアンケートや次代を担う若者からの意見聴取を行ってきたほか、現在、経済団体や市町村、地域の方々との意</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(再質) 条例の見直しの視点に関し、私は、地域環境権などの概念を、これを導入すれば都道府県としてははじめてになります、明確に位置づけるべきだと、数回にわたって道議会など様々な場で提案させていただいています。地域環境権について、明確なご答弁がありませんでした。</p> <p>北海道の強みを活かす脱炭素のために、地域環境権の意義についてどのように認識しているのか、再度、伺うとともに、新たな地球温暖化防止対策条例に位置づける方向で、地域環境権なども審議会などにはかるべきと考えますが、道の見解を伺います。</p> <p>また、この現行の条例、議員提案条例なんですが、道の地球温暖化対策推進に関し、外部評価、学識経験者による評価を受けるものとするところを使ってですね、シンクタンクを含めて客観的な外部評価を受ける必要が、私としてはあると考えますが、再度見解を伺います。</p> <p>地域環境権を含む、環境政策のあり方、ゼロカーボン戦略に関しご答弁をいただきました。地域経済循環分析という新たなものさしについて、検討の方向性が示されたことは評価しますが、従前の環境生活部の施策の延長線上では、地域課題解決にも貢献する地域脱炭素は実現しません。環境生活部が頭をとって経済政策、交通政策に立ち入っていくということには限界があると私は思います。私としては現行の地球温暖化対策条例第10条を根拠として北海道の地球温暖化対策の検証について、シンクタンクや学識経験者など外部の力を、連携協定などを結んでしっかり変えることを含めて検討すべきだと考えます。</p> <p>また、新たな全道市町村との共同宣言の問題、あるいは地域計画の指標設定の問題、あるいは地域環境権など条例にしっかり位置づける問題など、道庁組織内に関しても、全道市町村に対しても知事のリーダーシップが全く見えませんので知事の見解を伺いたいと思いますので総括のお取りはからいをお願いいたします。</p>	<p>見交換を実施しているところでございます。</p> <p>条例見直しの検討に当たりましては、気候変動対策はもとより、本道の豊富な再生可能エネルギーなど地域資源の持続可能な利用と地域の課題解決や魅力の向上につながるゼロカーボンを実現していく視点が重要と考えております。今後とも、審議会はもとより、様々な方々と意見交換を行い、検討を進めてまいります。</p> <p>また、推進計画に基づく施策の実施状況等につきましては、毎年度、審議会から評価を受けるとともに、令和2年5月には、様々な分野の有識者からなる「2050年温室効果ガス実質ゼロに向けた懇話会」を設置いたしまして、現状を踏まえた道の効果的な施策などについて、適時、ご意見を伺い、道の取組の検討に反映しているところでございます。</p> <p>(気候変動対策担当局長) 地球温暖化防止対策条例の見直しについてですが、長野県飯田市の条例におけます地域環境権は、地域資源である再生可能エネルギーを市民が優先的に利用して地域づくりをする住民の権利とするものと認識しているところであります。本年3月に改定した「地球温暖化対策推進計画」では、ゼロカーボンの実現に向け、気候変動対策のみならず、地域の活性化、道内経済、産業、雇用の好循環につなげる視点に立ち、本道の豊かな再生可能エネルギーや優れた自然環境などの地域資源を最大限活用して、脱炭素化を図りつつ、環境・経済・社会が統合的に向上する地域をつくりあげていくことを基本的な考え方に掲げておりまして、条例の見直しにあたりましては、こうした考え方を踏まえてまいります。また、施策の推進につきましては、先ほど申し上げましたとおり、審議会や懇話会でご議論頂いているところでありまして、条例の見直しにあたりましては、評価のあり方も含めて、現在審議中の審議会の中でも交換を行い、検討をしてまいります。</p>